

令和6年第10回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年10月28日
		13時30分～14時28分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和6年10月28日「令和6年第10回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第50号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第3 議案第51号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第52号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第5 議案第53号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に
基づく事業計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 生産緑地の斡旋について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地法第3条の3の規定による届出について

(4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、11番委員と12番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項(1)活動状況、(2)農地の異動状況、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地異動状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですのでこの程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がおりませんので、このまま会議を続けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書9ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 受付番号18です。申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、ほか6筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1-1でございます。以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 ■■さんのところはキャベツ等の野菜を専業でやっております、家族と本人と、何回かやっておりますので、特には問題ないと考えます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 詳細説明でございます。

清田さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、■■さん、■■さん、■■■さんの4名が農業従事者で、経営主は、農家台帳において■■さんになっております。続いて、農業への従事状況でございますが、農業経験年数は、■■さんが40年、■■さんが25年、■■さんが10年、■■■さんが3年だそうです。農業従事日数は、4名とも250日だそうです。■■さんの現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計■■■■■■■平米、借入地の田が■■■■■平米、畑が■■■平米、合計■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター4台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック3台を所有しております。取決めに従い支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 第3班、5名で現地調査を実施させていただきました。現地の状況は、箇所が3か所に大きく分かりますけれども、いずれの箇所も水稻耕作をされていて、そして、稲刈りがちょうど終わったような状況でして、管理そのものも適正に行われているというふうな状況でございました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

以上です。

【議長】 提案説明が終了いたしました。地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 ■■さんは、9月30日に自宅に来られまして、息子に少しずつ贈与して土地を守っていききたいという趣旨のことをお話しされました。現在、ちょうど稲刈りも終わった後で、現地調査でも見てきましたけれども、適正に農地が管理されておりましたので、問題はないかと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

高橋さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■さん、■■さんの3名が農業従事者だそうです。経営主は、令和6年の農家台帳において■■さんになっております。続いて、農業への従事状況についてでございますが、農業経験年数は、■■さんが60年、■■さんが49年、■■さんが8年だそうです。農業従事日数は、■■さん、■■さんが150日、■■さんが100日だそうです。■■さんの現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米でございます。次に、機械についてです。主要農機具として、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。取決めに従い支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われまます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましても特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 本件につきましても、第3班、5名で現地調査を実施いたしました。現地の状況は、稲刈りが終了して、適正に管理されているという状況がありましたので、特に問題がないかと判断いたしました。

【議長】 それでは、受付番号20について、質疑のある方。

【19番委員】 知識的に教えてほしいのですけれども、持分というのがございますね。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明です。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■■さん、■■■さんの3名が農業従事者だそうです。経営主につきましては、農家台帳において■■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございますが、農業経験年数は、■■■さんが41年、■■■さんが31年、■■■さんが6年だそうです。農業従事日数は、■■■さんが250日、■■■さんが280日、■■■さんが40日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますけれども、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクターが1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましても特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 本件につきましても、第3班、5名で現地調査を実施いたしました。資料4-1に写真がございますけれども、この写真では大分雑草が生えているようですが、現地の状況は、実際には入念に耕耘されていて、適正に管理されている状況を確認させていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号21について、質疑のある方。

【6番委員】 ちょっと確認させていただきたいのですが、世帯内贈与という形のものなのですけれども、住所が■■■さんと■■■さんが若干ずれているんですね。世帯というのは、どういう形で捉えられているのか。先ほどの20番の受付番号でも、■■■■さんと■■■さんは■■■号で、息子さんの■■■さんが■■■号、これは同じ敷地内で住居表示でつくられたのかなと思うんですけれども、世帯の関係でちょっと教えてください。

【主幹兼管理係長】 今の世帯の関係なのですけれども、言ってしまえば、譲渡人の■■■■さんが父親という形になります。■■■■■さんは長男になります。住所が違うという部分なのですけれども、実際、■■■さんのお家は敷地の面積が広くて、息子さんが結婚されて、その土地の一部を分筆して家を建てているという形になっています。確かに6番委員がおっしゃられるように、住所としては同じではないのですけれども、敷地としてはこの■■■家は結構広い敷地になっておりまして、そこを分筆して、家はおのおの別で建てているという状況になっております。

以上です。

【6番委員】 もう1度確認したいのですけれども、そうすると、農家台帳上の世帯という形ですか。

【事務局長】 おっしゃるとおりでございます。基本的に農家台帳を含めて、1つの経営体、家族といいますか、農業の経営体として、個人経営になりますけれども、どういう構成になっているかと。ですから、隣に息子が住んでいても、■■■何々という農業経営体の中の一員という捉え方で、あとは当然身内でございますので、世帯内贈与という言い方をさせていただいております。例えばお父さんがいて、息子が2人、また同じ敷地内にいて、息子2人も農業をしていて、農家台帳に登録されていれば、お父さんと息子2人も経営体というような捉え方をさせていただいております。

以上です。

【6番委員】 もう1回確認させてください。そうすると、受付番号20番と21番は、同一敷地内に家屋があるというような形なんですね。そうすると、同一敷地外の場合は世帯内贈与という形を取れるんですか。農家台帳に登載してあれば。

【事務局長】 表現の仕方なのですけれども、例えば200メートル離れているところに住んでいて、ただ、実際にはお父さん、お兄ちゃんと一緒に農業をやっているならば、その方も含めての経営体で、あとは世帯内贈与というか、ただの贈与となるか、世帯内贈与という一般的な言い方をしてもそれは構わないと思っていますけど。

【6番委員】 ありがとうございます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もございませんので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

続きまして、受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号4です。被相続人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、令和6年1月24日、申請人は、綾瀬市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、特例農地等の明細ですが、海老名市本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。これらの農地につきまして、10月10日に事務局で現地を確認しましたが、農地として適正に管理されていることを確認しました。また、■■■さんの世帯は、綾瀬市内に■■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成員は、■■■さんのほか、妻と子の計3名が農家台帳に現在記載されており、農業従事者も同様であることを綾瀬市農業委員会事務局に確認しております。所有する農機具につきましては、耕運機が1台、トラクター2台、防除機1台等となっております。農地は適切に管理されており、今後農業を行う意思があることから、この案件につきましても問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

(7番委員復席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号20について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号20、被相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年10月19日から令和6年10月28日までです。特例農地等の明細でございますが、中河内■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■■■平米、ほか27筆、議案書のとおりで、合計■■■■■■■■■■■平米でございます。事務局で10月11日に現地調査をしたところ、全て農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、15ページ、受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号21、被相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年10月28日から令和6年10月28日までです。特例農地等の明細ですが、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内農地で、■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計■■■■■

■■平米でございます。事務局で10月11日に現地調査をしたところ、全て農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

。以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号21について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書16ページ、日程第4、議案第52号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題いたします。

受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 まず、説明に入る前に、1点、議案書の訂正をお願いできればと思います。

16ページの右上に公告予定の日付が入っているかと思うんですけれども、そちらが令和6年9月27日になっているのですが、令和6年10月31日に訂正いただければと思います。申し訳ありません。

では、説明させていただきます。

受付番号26、借り手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、代表社員■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、本郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年11月1日から令和8年12月31日までの3年間です。こちらは農業振興地域内、1件の新規の計画となります。こちらの案件につきまして、10月11日に事務局で現地調査を行い

ましたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は市内の認定農業者であり、農用地利用集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号26について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号26について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、日程第5、議案第53号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画(案)についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 本制度は、生産緑地が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られるよう、平成30年9月1日に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、生産緑地の貸し借りがしやすくなる仕組みがつけられたものです。

今回の案件で農業委員会が確認します事業計画の認定要件について簡単にご説明します。

1つ目は、周辺的生活環境と調和の取れた利用を確保すること、もう1つは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条第1号に掲げられた要件の1つに該当することとされておりまして、例といたしましては、生産された農産物の一定割合を市内及び隣接市町村で販売することなどがございます。申請書には、これらの要件に対応した項目があり、要件を満たしているかどうかを事務局にて確認しております。

では、議案書17ページを御覧ください。受付番号1、申請者は、下今泉

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■、土地の所有者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■及び■■■■、貸し借りする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。貸し借りの権利の種類は賃借権の設定で、貸し借りの期間は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。こちらは継続の計画でございます、借り手は、9番委員の息子様が代表を務められております、農産物の生産販売を主とし、農業経営も行っている会社となっております。こちらの案件につきまして、10月11日に事務局で現地調査を行ったところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、先ほどご説明いたしました都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3号各要件につきまして、申請書の記載内容を事務局で確認し、要件を満たしていると判断できましたので、こちらの案件につきましても特に問題ないかと思われまます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書18ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)生産緑地の斡旋について を案件といたします。

生産緑地番号10について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 生産緑地番号10です。所在地は、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■平米でございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料5-1を御覧ください。

この農地につきましては、令和6年第8回定例総会におきまして、生産緑

地の主たる従事者証明について証明の決定がされたものです。令和6年8月30日付で、市に対しまして、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対しまして斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、11月27日の水曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を11月28日（木曜日）に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただく形になります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします

次に、議案書19ページ、（2）農地の使用貸借権の解約について を案件といたします。

受付番号10について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 農地の使用貸借権について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号10、届出地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりです。貸人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、借人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■でございます。こちらは、農用地利用集積計画作成により行われておりました水田の使用貸借権の解約となります。合意による解約する日は、令和6年9月24日、土地の引渡し日は、令和6年10月31日で行うという内容となっております。こちらの農地につきまして、事務局で10月11日に現地調査を行い、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特

に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書20ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたしますが、お諮りいたします。案件は4件ありますが、本日に限り、一括で説明、質疑、採決まで行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、20ページの受付番号6から21ページの受付番号9について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。また、農業委員会としましては、耕作者のあっせん等の希望があった場合のみ、現地調査をいたしますが、今回の受付番号6から9につきましては、いずれもあっせん等の希望は、なしで届出がございました。

それでは、受付番号6から9を一括で説明いたします。受付番号6、権利を取得した者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、令和6年6月20日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、杉久保■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、面積、■■■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。

【主 査】 議案書 22 ページから 24 ページでございます。それぞれ届出期間につきましては、令和 6 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの間に届出がされたものです。

まず、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出でございますが、受付番号 29 から 32 の 4 件で、田が 551.04 平米、畑が 1,451 平米でございます。

続いて、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出でございますが、受付番号 72 から 80 の 9 件で、田が 3,528 平米、畑が 2,630.32 平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局からはございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2 番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2 番委員】 大変円滑なご審議にご協力賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 6 年第 10 回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —